

# 入札心得

入札に際しては、仕様書・図面等（以下「仕様書」という。）を参照し、現場を確認のうえ、次のことを遵守してください。

なお、入札に関し不明な点があるときは、早めに担当係員に申し出てください。

## 1 仕様書の閲覧

指名競争入札では、指名通知を確認し、必ず電子入札等システムより受領確認書を提出した後、指名通知で指定した方法により仕様書を閲覧してください。書面参加者は併せて「指名通知書」を受領してください。

一般競争入札では、公告で定める方法により、閲覧してください。

## 2 入札保証金

免除します。

ただし、落札者が契約を締結しないときは、落札金額（落札者が落札の際に入札した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。

## 3 委任状の提出

書面入札において、委任を受けて入札する場合、委任状は入札開始前に提出してください。

## 4 入札回数

入札の回数は2回を限度とします。同札のときは、くじで決めます。

## 5 入札執行

① 入札参加者は、尾道市契約規則、その他関係法令を承諾のうえ入札してください。

② 入札参加者は、電子入札の場合は、公告又は指名通知に示した入札書受付期間に入札書を電子入札等システムにより提出し、書面参加する場合は、入札書を、必要事項を記入した封筒に封入して直接持参してください。

書面入札の場合は、入札日に入札書を入札箱に投入するものとします。

③ 仕様書を閲覧していない者のした入札は無効とします。

④ 最低制限価格を設定している場合には、最低制限価格を下回った者は落札者になれず、再度入札に参加することもできません。

⑤ 電子入札の場合、再度入札において、前回の入札最低金額を上回る入札は無効とします。

⑥ 提出された入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできません。

## 6 無効入札

① 入札に参加する資格のないものが入札したとき

② 委任状を持参しない代理人のした入札

③ 記名を欠く入札

④ 金額を訂正した入札

⑤ 入札が取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき

⑥ 入札者が2以上の入札をしたとき

⑦ 他人の代理を兼ね、又は2以上を代理して入札したとき

⑧ 入札者が連合して入札したとき、その他入札に際して不正の行為があったとき

⑨ 必要な記載事項が確認できない入札

⑩ その他市長の定めた入札に関する条件に違反したとき

なお、無効の入札をしたときは、再度の入札に参加することができません。

## 7 入札の中止

指名競争入札の場合で1回目の入札において、入札者が1人であるときは、その入札を中止します。1回目の入札において複数の者が入札に参加しても落札者が決定しない場合に行う2回目の入札（再度入札）において入札者が1者となったときは、入札を中止せず、続行します。

また、入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

## 8 入札の辞退

入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。この場合においては、その旨を次により申し出てください。

① 入札執行前にあつては、電子入札の場合は、入札書提出締切日時までに電子入札等システムにより入札辞退届を届け出るものとします。（書面参加する人は、直接持参又は郵送により届出）

書面入札の場合は、入札辞退届を直接持参し、又は郵送（入札日の前日に到着するものに限る。）とする。

② 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出してください。

なお、入札を辞退しても、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。

## 9 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知してください。

## 10 契約保証金

契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上を納付。ただし、契約保証金に代わる担保（有価証券等・金融機関又は前金払保証事業会社の保証）をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、履行保証保険又は公共工事履行保証証券の提出により、免除を受けることができます。

なお、契約金額が500万円未満のものについては、公共工事等履行実績により免除される場合があります。

## 11 契約の締結

落札者は、落札後5日以内（閉庁日を除く。以下同じ。）に契約を締結してください。

なお、落札後5日以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とします。

ただし、市長がやむをえないと認めた場合は、この限りではありません。